

奈 政 行 第 8 号

平成 26 年 1 月 30 日

奈良市監査委員 中 村 勝三郎 様
同 中 本 勝 様
同 三 浦 教 次 様
同 松 田 末 作 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成23年度包括外部監査「公有財産（不動産）に係る事務執行について」の結果に対する措置状況について

V 公有財産の管理に関する監査結果

3. 公有財産の管理に関する個別検討結果

(3) 個別検討結果

③ シルバーワークプラザ

（商工労政課）

【監査結果】

現在の使用方法では「公用または公共用に供し」ているとは言えないため、行政財産の用途廃止手続を行ったうえで、普通財産の貸付手続に則って契約事務を行うべきである。

【措置の内容】

平成24年12月末にシルバーワークプラザをリサイクル推進課事務所内に移転するとともに、行政財産使用料を徴収しています。また、移転後の旧建物及び土地については、行政財産としての使用のめども立たなかったため、平成25年8月1日付で普通財産としました。